

一般競争入札を行いますので、京都市交通局契約規程第6条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成24年3月21日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

1 入札に付する事項

平成24年度の単価契約に係る次の工事について入札し、契約するものである。

(1) 工事名称

京都市高速鉄道単価契約漏水処理工事

(2) 工事場所

高速鉄道烏丸線及び東西線

(3) 工事概要

高速鉄道烏丸線及び東西線における漏水について、(4)の工種・種別で漏水処理工及び樋撤去工の工事を行うものである。

(4) 予定数量

工種・種別に係る予定数量については、次のとおりとする。

ただし、この契約は単価契約であり、下記の予定数量はあくまで予定であって、当該工事に係る実際の履行数量とは異なることがある。

工種・種別		予定数量 (単位：m)
漏水処理工 及び樋撤去 工 (夜間)	加工塩ビ樋 タイプ①	10
	加工塩ビ樋 タイプ②	100
	加工塩ビ樋 タイプ③	85
	加工塩ビ樋 タイプ④	5
	加工塩ビ樋 タイプ⑤	5
	加工塩ビ樋 タイプ⑥	5
	加工塩ビ横引樋 タイプ①	5
	加工塩ビ横引樋 タイプ②	10
	硬質塩ビ管 VP-75	5

	樋撤去	70
	塩ビ管撤去	10
漏水処理工 及び樋撤去 工（昼間）	加工塩ビ樋 タイプ①	5
	加工塩ビ樋 タイプ②	20
	加工塩ビ樋 タイプ③	5
	加工塩ビ樋 タイプ④	5
	加工塩ビ樋 タイプ⑤	5
	加工塩ビ樋 タイプ⑥	5
	加工塩ビ横引樋 タイプ①	5
	加工塩ビ横引樋 タイプ②	5
	硬質塩ビ管 VP-75	5
	樋撤去	5
	塩ビ管撤去	5

(5) 工期

契約締結後から平成25年3月31日まで

(6) 支払条件

出来形図により算出した数量に基づき、四半期ごとに行う。

2 入札までの手続

- (1) 3の入札参加資格に関する事項について、4に示すとおり入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認めた者を本件入札参加有資格者とする。
- (2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。
- (3) 当該有資格者に対して設計図書を交付し、入札を行う。
- (4) 本件入札は、入札書を提出する方法により行う。

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出する日において、現に規程第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者(以下「登録業者」という。)であって、申請書を提出した日((1)にあつては、提出の日から一般競争入札参加資格確認の日までの間)において次に掲げる全ての条件を満たす者

- (1) 本件入札に係る申請書の提出期限から一般競争入札参加資格の確認までの期間において、京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 本市内に本店を有すること。
- (3) 京都市交通局競争入札有資格者名簿（工事）に「防水工事」の種目で登録されていること。
- (4) 建設業法に基づく防水工事業の許可を有すること。
- (5) 平成14年度以降に完成済みの工事であって、単独又は共同企業体の代表者若しくは構成員（いずれも元請）として、鉄道において「漏水処理工事」又は「縦樋修繕工事」を施工した実績を有していること。
- (6) 建設業法の定めるところにより、本件工事の施工に必要な主任技術者を当該工事に1名以上配置し得ること。

なお、配置予定の技術者については常勤の自社社員であり、かつ本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めない。

- (7) 京都市交通局企画総務部財務課（以下「財務課」という。）が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。ただし、共同企業体による入札の場合は、平成24年1月1日以降に公告したものに限る。）に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと。

また、財務課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。ただし、共同企業体による入札の場合は、平成24年1月1日以降に公告したものに限る。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

- (8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及

び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)(用紙交付)

イ 添付書類

(ア) 建設業法に基づく防水工事業の許可証明書又は許可通知書の写し

(イ) 施工実績調書(用紙交付)

3(5)の施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

(ウ) 技術者配置予定調書(用紙交付)

3(6)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係等を証明し得る

書類等の写しを添付すること。

(エ) 委任状

代表者（又は本局に届出済みの受任者）以外の代理人名で申請書を提出する場合に提出すること。

(2) 申請書等交付の場所及び期間

ア 書面による交付

(ア) 場所

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部財務課管財契約係

(電話 075-863-5095)

(イ) 期間

公告の日から平成24年4月2日（月）まで。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ インターネットからのダウンロード

京都市交通局ホームページにおいて、4（2）ア（イ）の期間終了まで、入札公告及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4判の帳票として印刷し、使用すること。ホームページのアドレスは下記のとおり。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html>

(3) 申請書等の提出方法

4（2）アの場所及び期間内に、4（1）に掲げる書類を持参し提出すること。

また、申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、申請書等を持参する者は、正午から午後1時までを除く。）とする。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨の通知があった者は、資格確認通知後速やかに、4（2）ア（ア）の場所で、本件工事の設計図書の交付を受けること。

ア 通知方法

「一般競争入札参加資格確認通知書」により通知する。

イ 通知予定日

平成24年4月5日(木)

ウ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

(ア) 本件入札参加資格確認において、入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成24年4月9日(月)午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し提出すること。

(イ) 管理者は、(ア)による説明を求められたときは、平成24年4月12日(木)までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 入札参加資格確認の取消し等

本件入札参加資格を有すると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は4(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、規程第2条第1項に定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定の日時までの間に、3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止を受けたとき。
- (4) 財務課が実施した当該種目における一般競争入札に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。
- (5) その他管理者が特に入札参加資格を有することが不相当であると認めたとき。

6 設計図書等に対する質問及び回答期限

- (1) 設計図書等に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項を記載した書面を、平成24年4月9日(月)午後5時までに、持参により4(2)ア(ア)の場所に提出しなければならない。
- (2) 管理者は、(1)による質問を受けたときは、平成24年4月12日(木)までに、質問に対する回答書を、4(2)ア(ア)の場所において閲覧に供するものとする。

7 入札方法等

- (1) 本件入札は、単価契約であるが、入札金額の記入及び落札の決定は総価により行う。
- (2) 入札を行う者は、工種・種別ごとの単価、当該単価に予定数量を乗じた価格及びその価格の合計である総価を記載した単価表（以下「単価表」という。）を提出しなければならない。
- (3) 単価表には、工種・種別ごとに、単価（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない額とし、必ず「整数」とすること。）及び価格（単価に予定数量を乗じた価格）をそれぞれ記載し、工種・種別ごとの価格の合計額を総価の欄に記載すること。
なお、単価表が提出されない場合、提出された単価表に誤りがある場合及びそれぞれの価格が予定価格を上回る場合は、当該入札は無効とする。
- (4) 入札者は、記入した入札金額の訂正又は撤回をすることができない。
- (5) 落札者は、総価に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とし、入札金額が同額の者が二者以上であるときは、開札時にくじによる抽選を行い、落札者を決定する。
- (6) 契約の締結は、単価による契約とする。契約金額は、落札者が提出した単価表に記載した単価に100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (7) 入札の前に予定価格及び最低制限価格を公表するが、入札の前に入札参加者の数又は商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。ただし、3の参加資格があると認められた者が一者であるときは、入札の前に予定価格及び最低制限価格の公表は行わない。

8 入札日時等

(1) 入札日時及び場所

平成24年4月18日(水)午前10時から、4(2)ア(ア)の場所にて行う。

(2) 開札日時

入札後速やかに開札し、落札者を決定する。

(3) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所

まで持参し提出すること。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、落札決定の日の翌開庁日から4(2)ア(ア)の場所において閲覧に供するものとする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

10 入札の無効

規程第7条の2各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札、予定価格を上回る価格の入札及び最低制限価格を下回る価格の入札は無効とする。

11 その他

(1) 本件工事に係る予算が成立しない場合は、本件入札を取り消すことがある。

(2) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 本公告に関する問合せ先 4(2)ア(ア)に同じ。

(6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者(以下「契約者」という。)と落札者以外の者(以下「非落札者」という。)とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと(2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。)

(交通局企画総務部財務課)